

岐阜県公報

第 二 千 二 十 八 号
平 成 二 十 一 年 三 月 三 日

(火曜日)

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定
道路の供用開始
岐阜都市計画下水道事業の変更認可

(用 地 課) 一三五
(道 路 維 持 課) 一三六
(下 水 道 課) 一三六

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
県営土地改良事業計画の決定
土地改良事業の工事の完了
平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

(環 境 生 活 政 策 課) 一三七
(農 地 計 画 課) 一三七
(同) 一三八
(建 築 指 導 課) 一三八

告 示

岐阜県告示第百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号、以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
郡上市
- 二 事業の種類
曾部地川ポケットパーク整備事業（以下「本件事業」という。）
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
岐阜県郡上市白鳥町為真字山本地内
 - 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業は、法第三条第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である郡上市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第一号に規定する要件を

充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県郡上市白鳥町為真地区（以下「本地区」という。）に公園を整備し、すぐれた自然環境・景観を保全するとともに、その利用促進を図り、親しめる居住環境をつくることを目的としたものである。

本地区は古くから郡上市北部の中心市街地となっており、商業の中心地として買い物客や学生等が集まる地区である。また、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道が増加が見込まれている。そのため、中心市街地としての混雑及び来訪者の増加への対応が急がれている。郡上市では、総合計画に基づき、景観を大切にしながらありのある市街地の形成を進めており、本件事業は、その主要事業として、住みよい活力あるまちづくりに寄与するものである。

本件事業によって公園が整備されることにより、歩行者と車両が安心して通行できる調和のとれた地域の活性化に寄与し、本地区住民や来訪者が河川沿いでの散策を通じて憩い、語りつことによるコミュニティの形成が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、公園整備のため必要な最低限の広場や歩道を整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、歩行者と車両が輻輳する交通状況等が改善されることや、買い物客等の休息場所や本地区の幼児、児童の遊び場所の確保が期待されることに加え、住民から本件事業実施の要望が出されていること等から早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十

条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

郡上市役所建設部都市住宅課

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	池藤橋線	揖斐郡揖斐川町小島字塔寺海道五四六番一地从先から同郡同町同字同五五四番五地先まで	一七六・〇	平成三・三・三	平成一九・九・一

岐阜県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十九年三月二十七日から
平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
 平成二十一年三月三日

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年二月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まちなちの家赤坂宿
- 三 代表者の氏名 杉浦 美和
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市赤坂新町四丁目二六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する人々に対して、世代の枠を超えた地域のつながりの場づくりと、自立した健康意識の改善に関する事業を行い、地域全体の健康増進に寄

与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
 平成二十一年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年二月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グリーン・ニューディール政策研究会
- 三 代表者の氏名 堀 正之
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市江名子町一七六〇番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、環境保全を図る活動、環境問題や国が推進する、CO2削減に対する情報収集の活動、消費者保護を図る活動、省エネ、省資源、県民において知識、情報の提供及び、省資源社会の実現に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 平成二十一年三月三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
小坂第一地区	下呂市小坂振興事務所 前掲示場	平成二一・四・三から 二一・四・三まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業 県営基幹排水対策特別事業	揖斐西部地区東桐野工区	平成一四・一・二〇
	揖斐西部地区大門工区	平成一六・三・二五
	揖斐西部地区三倉工区	平成一七・三・一八
	揖斐西部地区上ヶ野工区	平成一六・三・二五
	揖斐西部地区奥原工区	平成一九・一・三〇
	揖斐西部地区中島工区	平成一九・一・三〇
	揖斐西部地区坂本東工区	平成一七・三・一八
	揖斐西部地区森山工区	平成一九・一・三〇
	加賀野井地区	平成五・三・一〇

平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十三条の規定により、平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十一年三月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 期日及び時間
 - 1 二級建築士試験
 学科の試験
 平成二十一年七月五日（日）午前十時から午後五時十分まで
 設計製図の試験
 平成二十一年九月十三日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
 - 2 木造建築士試験
 学科の試験
 平成二十一年七月二十六日（日）午前十時から午後五時十分まで
 設計製図の試験
 平成二十一年十月十一日（日）午前十一時三十分から午後四時まで
- 二 試験地
 - 1 学科の試験
 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学
 - 2 設計製図の試験
 岐阜市柳戸一番一 岐阜大学
- 三 受験申込手続
 - 1 インターネットによる受験申込
 インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験申込に必要な個人情報について、あらかじめ承諾しているものに限り行うことができます。
 - イ 受験申込受付期間及び受付時間
 平成二十一年四月一日（水）から四月七日（火）まで
 受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで
 - ロ 受験申込方法
 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaenic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込んでください。
- 2 受付場所による受験申込

イ 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十一年四月十三日(月)から四月十七日(金)まで
午前十時から午後四時まで

岐阜市数田東一丁目二番二号 サンレイラ岐阜

ロ 受験申込方法

受験申込書は、三の2のイの受付場所に申込者本人が直接提出してください。

ただし、遠隔地で直接申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認めます。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とし、左記へ送付してください。

〒五〇〇 八七〇八

岐阜市司町一 岐阜総合庁舎内 社団法人岐阜県建築士会

3 学科試験の免除

平成十九年又は平成二十年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科試験を免除します。

四 合格者の発表

平成二十一年十二月三日(木)の予定

なお学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十一年八月二十五日(火)

木造建築士は平成二十一年九月八日(火)の発表の予定

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十一年六月十日(水)頃から財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部及び社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示します。

2 受験に際し、身体に障害があるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

3 この試験の詳しい内容については、財団法人建築技術教育普及センター(電話番号〇三 五五二四 三二〇五)又は社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八 二六六 五七八六)に問い合わせてください。

平成二十一年三月三日印刷
平成二十一年三月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社